

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、同社B本店（以下「会社」という。）において工事現場の施工管理業務等に従事し、平成〇年〇月からはC所在の「D工事」の作業所長として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、会社が借り上げていた宿泊施設において縊死しているところを発見された。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消し決定を受け、平成〇年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

- 4 請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

(略)

### 第4 争 点

遺族補償給付及び葬祭料に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理 由

#### 1 当審査会の事実認定及び判断

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 本件処分において、監督署長は、前回処分に係る審査官の取消し決定に従い、請求人に対して給付基礎日額〇円と算定して遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分を行った。

(2) これに対して請求人は、未払いとなっている時間外割増賃金が存在し、当該未払い賃金が給付基礎日額に算入されていないとして再審査請求を行っているものの、当該未払い賃金の内容については具体的な主張をしておらず、自らの主張を裏付ける客観的資料も提出していない。

(3) 当審査会においては、請求人の請求の趣旨を踏まえ、改めて一件記録を精査するも、新たに未払い賃金として給付基礎日額に加算すべき賃金があるとは認められないことから、決定書理由に説示するとおり、監督署長が再計算して算定した本件処分に係る給付基礎日額〇円は適正な額であると判断する。

#### 3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付及び葬祭料に関する本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のとおり裁決する。